

令和元年度第3回  
東京都医療的ケア児支援関係機連絡会

## 在宅人工呼吸器使用者への支援

### ○在宅人工呼吸器使用者災害時支援

災害時要配慮者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時の適切な対応を行えるよう、要配慮者支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に災害時の個別計画を作成することを支援する。（福祉保健局総務部総務課）

### ○在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

在宅人工呼吸器使用者の停電時等の安全を図るため、災害時の個別計画に基づき区市町村が行う自家発電装置等の確保を支援する。（福祉保健局医療政策部医療政策課）

### ○人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業

災害等による電力不足に備え、人工呼吸器療法を実施する医療機関が在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に無償で貸与するための非常用電源装置の確保を支援する。（福祉保健局保健政策部疾病対策課）

### ○災害時要配慮者対策の推進

区市町村が行う、要配慮者支援体制整備や緊急性・特殊性を有する在宅人工呼吸器使用者の災害対策を支援し、地域の取組を推進する。（福祉保健局総務部総務課、保健政策部疾病対策課）

## Ⅱ 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

### (目的等)

電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れのある、在宅人工呼吸器使用者が停電時等に必要とする品目について支援し、在宅療養における安全・安心を確保する。

### (対象経費)

- ・区市町村又は区市町村が補助する医療機関が、療養の安全・安心の確保に必要な補助対象品目を、在宅人工呼吸器使用者に無償で貸し出すために整備する物品の購入費
- ・区市町村が、療養の安全・安心の確保に必要な補助対象品目を、在宅人工呼吸器使用者に給付するための物品の購入費
- ・対象品目及び使用者一人当たりの限度額は下記のとおりとする。

#### ① 自家発電装置

自家発電装置は原則として外付けバッテリーの充電を目的とするものであること（人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りでない。）。

#### ② 吸引器

吸引器は、停電等により一般の家庭用電源が使用できない状態においても、吸引が実施できるようにするための機器を補助対象とする。家庭用電源のコンセントに繋いでのみ使用できるタイプの電動式吸引器は対象とならない。

#### ③ 無停電電源装置

無停電装置は、バッテリーが内蔵されていない人工呼吸器であって使用時に外付バッテリーを装着する機器を利用している場合に、予備電源による駆動開始までの間の人工呼吸器の駆動の確保が必要な方を対象とする。

対象品目	限度額
自家発電装置	1人当たり 212千円
吸引器（充電式）	1人当たり 100千円
無停電装置	1人当たり 41千円

### (補助条件等)

- ・災害時の個別計画で、使用者が対象品目を準備する必要があることを確認できること。
- 他の公的制度（日常生活用具給付等事業や人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業等）の対象となる使用者は、当該補助の対象とはならないので、十分確認すること。
- ・本事業については、各区市町村の総上限（人口規模ポイント）を超過した場合であっても補助を行う。

### (問合せ先)

福祉保健局医療政策部医療政策課 電話番号 03（5320）4446

# 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業のご案内

東日本大震災での経験から、災害時等に停電が起こった場合、電力供給の停止が生命の危険に直結する在宅人工呼吸器使用者への対策が重要であることが明らかになりました。

そこで、東京都では、人工呼吸器を使用する難病患者への災害対策として、災害等による停電時に人工呼吸器に電力供給するための発電機を整備することにより、難病患者の生命を確保する目的で事業を行っています。

## ◆ 事業内容

医療機関が発電機等を購入するにあたり、東京都が購入費を補助します。

発電機を購入した医療機関には、在宅人工呼吸器使用難病患者へ発電機を無償貸与していただくことが条件となります。

## ◆ 補助対象医療機関

以下の全てを満たす医療機関

- ① 都内に居住する在宅難病患者に対し、人工呼吸療法を実施する医療機関  
(睡眠時無呼吸症候群の患者に対する指導管理を除く。)
- ② 医療機器の保守管理事業者、訪問看護ステーション等と連携して緊急時における患者の安全確保のための指導等を行う医療機関

## ◆ 対象となる在宅患者

難病法に規定されている指定難病又は東京都難病医療費助成対象疾病等に罹り患している在宅難病患者で、原則として今年度4月1日以降に在宅療養を開始した方。

ただし、前年度以前に在宅療養を開始した方についても、申請を認める場合がございますので、担当までお問い合わせください。

## ◆ 補助対象物品

- ① 自家発電装置 (基準額 212,000円)
- ② 無停電装置 (基準額 41,100円)

※対象物品に品名・メーカーの指定等はございません。

なお、購入しようとしている装置が人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれがないかどうか、保守点検事業者又は医療機器メーカーに必ずご確認ください。

## ◆ 補助率 10／10 (千円未満の端数は切り捨てとなりますので、ご了承ください。)

## ◆ 申請受付期間 4月1日から同年12月末まで

## ◆ 申請の流れ

- ①交付申請 ②(都)交付決定通知 ③物品購入 ④実績報告 ⑤(都)確定通知 ⑥(都)支払

※ 補助金の交付決定前に購入した物品は、補助対象となりませんのでご注意ください。

【問合せ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎29階南側  
東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課在宅難病事業担当 電話 03(5320)4477